

## 【フランス】 高等教育及び学術研究に関する法律

海外立法情報課 服部 有希

\* 2013 年 7 月 22 日に、高等教育及び学術研究に関する制度を改正する法律が成立した。同法の内容は、学生の支援を中心に、学術研究の有効利用、大学改革など多岐にわたっている。

### 1 立法の背景

フランソワ・オランド (François Hollande) 大統領は、2012 年の大統領選の公約に高等教育改革を掲げていた (注 1)。政府は、2013 年 3 月 20 日に、この公約に基づく法案を提出し、7 月に、高等教育及び学術研究に関する 2013 年 7 月 22 日の法律第 2013-660 号 (注 2) が成立した。同法は、129 か条からなり、大学生の支援、学術研究の社会への還元、大学運営の見直し等の多岐にわたる規定がある。特に、学位取得率が低いことが問題となっており、学生の進路選択及び就職を支援することで、社会の発展の礎を築くことが第 1 の目標に掲げられている。

### 2 高等教育に関する規定

学生の学位取得の支援のために、大学の第 1 課程 (premier cycle) (第 1、2 学年) において、高校教育との連続性を確保し、学際的な教育及び段階的な専門化を行うことにより、適性の発見とキャリアプランの確立を支援することとした (第 32 条)。高等教育課程には、大学以外に、高校に付設されるグランド・ゼコール (注 3) 準備学級 (classe préparatoire aux grandes écoles : CPGE) や高等技術者養成課程 (section de technicien supérieur : STS) がある。CPGE は、グランド・ゼコールへの進学準備のための教育機関であり、STS は、職業教育のための機関である。今回の法律により、当該機関を有する公立高校は、教育の一貫性及び進路変更の柔軟性の確保のために、大学等と協定を締結する義務を負うこととなった。協定の内容は、当事者に一任されるが、例えば、STS の学生の大学への編入に関する協定などが想定される (第 33 条)。

就職支援については、今回の法律により、大学生が受講できる職場実習 (stages en milieu professionnel) の制度がより明確となった。具体的には、職場実習は、大学での学習成果を活用し、実習生の学習計画に応じた職務を与えるものでなければならぬと規定された。また、実習生は、個人情報保護並びにモラル・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントからの保護を受ける権利を保障される (第 26 条)。

### 3 学術研究に関する規定

国の学術研究政策の目標の 1 つとして、あらたに、学術、科学技術及び産業に関する知識の共有が掲げられ、さらに、イノベーションの促進や技術移転を重視することが掲げられた (第 14 条)。また、学術研究担当大臣の下で、学術研究の国家戦略が作

成され、5年ごとに見直される。当該戦略は、EUの研究戦略との整合性に留意しつつ、高水準の基礎研究の維持、研究成果の社会への還元、イノベーションの促進、技術移転等を目標とする。戦略の実施状況は、2年ごとに報告書にまとめられ、議会に提出される（第15条）。なお、高等教育の国家戦略も同様に作成され（第4条）、これらの戦略は、国が5年ごとに作成する高等教育・学術研究白書に掲載される（第17条）。

このほか、公務員に博士号取得者が少ない現状を改善するために、カテゴリ-Aの公務員（学士号以上を要する職種）の採用試験において、博士号の授与を受けた研究を職業経験とみなすこととなった。さらに、官僚養成のためのグランド・ゼコールである国立行政学院（*École nationale d'administration : ENA*）の第3種試験（民間企業等で8年以上の職歴がある者を対象）において、博士課程の在籍期間が、3年を限度として、職歴とみなされることとなった（第78条）。また、大学、公的な研究機関、公営企業等の研究職の公務員は、業務上の研究の有効活用を目的とする企業の設立に出向等の形で参加することができるが、今回の法律により、当該職員が所属機関に復帰した際に、当該企業での実績が業績評価の対象とされることとなった（第81条）。

#### 4 大学運営等に関する規定

大学等の学位は、国家免状（*diplôme national*）の授与により証明される。これまで、大学等は、実施する教育課程ごとに国の審査を受け、当該教育課程に対応する国家免状を授与する権限を国から授権（*habilitation*）される必要があった。しかし、多数の教育課程が存在することで審査が不十分となっていたため、今回の改正により、この制度を廃止し、課程ごとではなく、大学として審査を受ける認定（*accréditation*）制度に移行した。この認定の際に、授与できる国家免状も決定される（第37条）。

2007年の大学自由責任法（本誌第247号（2011年3月刊）pp.30-53参照）では、学長に次ぐ意思決定機関である運営評議会（*conseil d'administration*）の定数が30～60人から20～30人に削減され、大学の意思決定の効率化が図られた。一方で、教職員や学生等から成る学術評議会（*conseil scientifique*）及び研究・大学生活評議会（*conseil des études et de la vie universitaire*）は、議決権を失い、学長の諮問機関となった。しかし、今回の法律により、大学自由責任法の過剰な効率化が見直され、大学運営における合議制の拡大のために、運営評議会の定員は、24～36人に増員された。また、学術評議会及び研究・大学生活評議会は、それぞれ委員会に改組され、両委員からなる学校評議会（*conseil académique*）が新設された。各委員会は、予算等の一定の事項について議決を行うことができる（第45条～第55条）。

注（インターネット情報は2013年9月24日現在である。）

(1) *Le Changement c'est maintenant, mes 60 engagements pour la France.*

<<http://www.parti-socialiste.fr/dossier/le-projet-de-francois-hollande>>

(2) *Loi n° 2013-660 du 22 juillet 2013 relative à l'enseignement supérieur et à la recherche.*

(3) 高校卒業後、準備学級で2年学び、入学試験に合格した者に高度な専門教育を施す高等教育機関。